

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、取引先、従業員に対する企業価値の向上を図り、社会的責任を全うする上で、透明性の高い経営、迅速な意思決定、法令の遵守、企業倫理の堅持ならびに経営のチェックが最重要課題の一つであると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

20%以上30%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ビー・ケー・ファイナンス	2,978,700	10.34
株式会社カネダ興産	2,924,120	10.15
有限会社ツカサ・エンタープライズ	2,048,320	7.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	896,600	3.11
司 治	864,303	3.00
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	847,600	2.94
金田 保一	832,116	2.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	640,200	2.22
KBL EPB ORDINARY ACCOUNT 107501	583,700	2.03
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	571,600	1.98

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーより、平成26年7月29日付で大量保有報告書が提出されております。
ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーおよびその共同保有者であるウェリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッドより、平成27年1月22日付で大量保有報告書が提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	13名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
片岡 義正	税理士										
川島 弘明	他の会社の出身者										
藤本 潤一	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片岡 義正	○	○	—	直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士であり、税務・会計の専門家として、有意義な助言をいただけるものとして社外取締役に選任いたします。 また、同氏は取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたします。
川島 弘明	○	○	—	直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年当社事業と関連の高い合成樹脂関連事業に携わり幅広い知識や豊富な経験をしているため、有意義な助言をいただけるものとして社外取締役に選任いたします。 また、同氏は取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反

				が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたします。
藤本 潤一	○	○	—	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有しているため、有意義な助言をいただけるものとして社外取締役に選任いたします。 また、同氏は取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたします。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 [更新](#)

監査等委員会は内部監査部に内部監査結果の報告を求めるほか必要に応じて調査を指示できるものとしています。この指示を受けた社員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、各部署長の指揮命令を受けないものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

内部監査部(人員5名)は、定期的に各部署の業務処理プロセスおよびその結果の適切性を検証しております。
監査等委員会監査は常勤監査等委員1名および監査等委員3名により行われます。監査等委員は株主の負託および社会の要請に応えることを使命に、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、重要書類を閲覧する等して経営監視機能を発揮いたします。なお、監査等委員片岡義正氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
また、会計監査は有限責任 あづさ監査法人との間で監査契約を締結しており、公正不偏の立場から会計監査を受けております。
内部監査部は、内部監査実施時においてその活動状況と結果等について実施ごとに監査等委員会に報告を行い、監査等委員会監査と内部監査との相互連携を図り効率的かつ実効性の高い監査が行える体制としております。
監査等委員会と会計監査人とは、定例的な報告会に加え、必要に応じて情報交換を行うこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状、インセンティブ付与を行う必要を感じていない。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

第67期における取締役の報酬総額119百万円(全員社内取締役、当事業年度に係る役員退職慰労金引当金繰入額を含む。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】[更新](#)

社外取締役には必要に応じて内部監査部がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新](#)

当社は、平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会の決議に基づき、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

これにより、監査等委員会設置会社となった当社の取締役会は監査等委員以外の取締役7名および監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)の計11名で構成されております。定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、意思決定を行うこととしております。

取締役会は法令で定められた事項やその他経営全般に関する重要な事項を決定するとともに取締役および執行役員の業務執行を監督しております。

日常の業務執行は、代表取締役以下の業務執行取締役および執行役員が行いますが、重要な事項については経営会議により決定しております。4名の監査等委員からなる監査等委員会は組織的に監査を行うほか、監査等委員以外の取締役の職務執行を監督することとしております。

監査等委員は監査等委員会で決定した方針、監査計画、監査方法、監査業務分担に基づき監査を行い、内部監査部とは、内部監査実施時においてその活動状況と結果等について実施ごとに監査等委員会に報告が行なわれ、監査等委員と内部監査部との相互連携を図り効率的かつ実効性の高い監査が行える体制としております。

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結しており、公正不偏の立場から会計監査を受けております。

第67期において会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりです。

公認会計士 園田 博之(有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員)監査勤続年数 2年

公認会計士 宮原さつき(有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員)監査勤続年数 5年

当社と非業務執行取締役である各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、監査等委員会の充実・強化を図って常勤監査等委員1名および社外取締役である監査等委員3名にて経営監視にあたる体制としております。監査等委員である取締役は取締役会をはじめ重要な会議に出席するなどし、取締役の職務の執行および監査計画に基づく事項をチェックすることとしております。内部監査部の監査報告を受けるほか、必要に応じて重要な事業所や子会社への監査も同行するなどして取締役の職務執行を監査する体制としております。

さらに、議決権を有する監査等委員である取締役(3名の社外取締役を含む)により、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図っております。また、社外取締役3名の体制とすることで、社外チェックの観点から客観的・中立的な経営監視機能が確保されると判断するため、現状の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日開催の株主総会招集通知は6月1日に発送いたしました。
その他	ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 [更新](#)

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、招集通知、決議通知、事業報告書および議決権行使結果を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新](#)

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証を取得しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムは、経営戦略や事業目標等を組織として機能させ達成するための不可欠な仕組みであり、企業価値の増大のため合理的なシステムの構築が重要と考えております。

当社の「内部統制の基本方針」の概要は以下のとおりであります。

1. 当社および子会社の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社および子会社の役職員は、法令および社内規程で定めた職務権限および意思決定ルールに従い職務の執行を行うものとする。
また、法令、社内規程等を遵守した行動をとるための行動基準として定めた「コンプライアンスマニュアル」に従って行動するものとする。
 - (2)当社においては、社内規程に基づくグループ会社の一体管理を行うとともに財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
 - (3)当社および子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で対応する。
- (4)上記の実施状況を検証するため内部監査部はグループの内部監査を実施し、その結果を社内取締役で構成するリスク管理委員会および監査等委員会へ報告し、必要に応じて改善策実施の助言、支援を行う。
2. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社内規程としてグループ全体に適用されるリスク管理規程を定め、事業に係るリスクや法令遵守、品質、環境、情報セキュリティー等に係るリスクは、それぞれの部署において把握し、損失の防止に備えるものとする。
3. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社および子会社の取締役等は、各社および各部の年度予算を策定し、各担当部署長はこれに基づく業務計画を展開するとともに各種会議を通じての進捗管理を行う。
4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報については、法令および社内規程に従い適切に保存および管理を行うものとする。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社規程を定めており、子会社の取締役等はそれに従い当社に同意を求め、または報告するものとする。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該補助者の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および当該補助者に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会は内部監査部に内部監査結果の報告を求めるほか必要に応じて調査を指示できるものとする。この指示を受けた社員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、各部署長の指揮命令を受けないものとする。
7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制ならびに子会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社監査等委員会に報告するための体制
当社および子会社の役職員は、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をする。
また、子会社の役職員は、業務または財務の状況に重大な影響を及ぼす情報を知り得たときは、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員に報告することとしている。
8. 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員に報告した者に対して、そのことを理由に人事待遇等において不利な扱いを行わない。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
会社は、監査等委員または監査等委員会が監査の実施のため所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が、監査等委員会の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員と社長は定期的に意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で対応することを基本方針とし、「コンプライアンスマニュアル」にも定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

当社は金融商品取引法、その他関係諸法令および東京証券取引所の諸規則を遵守し、以下の社内体制をとって、会社情報の適切な開示の徹底を図っております。

1. 情報開示取扱責任者

当社の情報開示取扱責任者として財務経理部担当取締役を定め、重要情報の適時開示と正確性に責任を持たせております。

財務経理部担当取締役は取締役会をはじめとして、社内の全ての重要会議に出席し、社内の重要な情報を早期にかつ正確に把握できる立場にあります。

2. 情報開示者

当社は代表取締役社長ならびに上記の情報開示取扱責任者を情報開示者としており、これら以外の者は情報開示は行なわない体制となっております。

3. 東京証券取引所への適時開示

情報開示取扱責任者は、決定事項および決算情報については、取締役会承認後遅滞なく東京証券取引所へ適時開示を行ないます。発生事実は発生後遅滞なく代表取締役社長に報告し、適時開示を行ないます。

